

様式第3号(第3条関係)

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除又は不均一課税申告書

固定資産(償却資産)の所有者 の住所及び氏名 [法人にあつては、主たる事 務所の所在地並びに名称及 び代表者氏名]	
---	--

個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してくだ さい。
------------	--

課税免除又は不均一課税に係る償却資産の内訳

資 産 の 種 類	資 産 の 所 在 地	資 産 の 取 得 年 月 日 及 び 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	取 得 価 額
		年 月 日	円
		年 月 日	

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)の適用について

(1) 同法第10条の2第9項, 第10条の5第4項, 第17条の2第7項, 第17条の5第3項, 第18条の4第2項, 第25条の2第8項, 第25条の5第3項又は第26条の4第3項に規定する明細書の提出先

_____ 税務署

(2) 同法第10条の2第1項の表の第1号, 第10条の5第1項, 第17条の2第1項の表の第1号, 第17条の5第1項, 第18条の4第1項, 第25条の2第1項の表の第1号, 第25条の5第1項又は第26条の4第1項の規定の適用を受ける減価償却資産の取得価額の合計額

_____ 円

備考

この申告書は、地方税法(昭和25年法律第226号)第745条第1項において準用する同法第383条の規定により申告すべき者にあつては当該申告をする際に添付し、茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例第4条第3項各号に規定する者にあつては同項に定める期限までに提出すること。